

このため、火災、地震等が発生した場合、ハードウェアと共にバックアップデータも失うおそれがある。

バックアップデータは、耐火金庫に保管し、さらに、電算機室や建物における大規模な災害発生時の対策として重要なバックアッププログラム及びデータの遠隔地における保管を実施する必要がある。

## 8 コンピュータウイルス

### (1) ウィルス対策

(「オーダーリングシステム (医事会計システムを含む)」及び「所内LANのセンター業務上のセキュリティ」)

コンピュータウイルス対策は、全てのサーバ及び端末のパソコンに実施すること、そのウィルスパターンを常時最新なものとする、これらを確実に実施し管理することが重要である。

このため、コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、そのベンダーから頻繁に発生する新種のコンピュータウイルス対応のウィルスパターンを適時に受け、受け入れたパターンにより、そのソフトウェアを適時に更新することが必要となる。このパターンの更新漏れを防止するため、一般的には、対策サーバ及びソフトウェアによって、サーバ及び端末のパソコンのウィルスパターンについて、適時に自動更新すること等が実施されている。

脳血管研究センターでは自動更新によるコンピュータウイルス対策は対策サーバ及びソフトウェアの導入に多額の費用を要するために採用されておらず、ウィルス対策は、個々の端末のパソコンのユーザに委ねられている。

このため、多くの端末のパソコンがコンピュータウイルス対策を実施し、直接このウィルスの被害にあわない場合においても、「オーダーリングシステム (医事会計システムを含む)」につき、ネットワークに接続している基幹システムのレスポンス (返答) が遅くなり、あるいは、そのシステムが使用できなくなる危険性がある。これは、1台のネットワークに接続するパソコンがフロッピーディスク等媒体を介してコンピュータウイルスに感染すること、これによりこのウィルスが大量の信号をネットワークに流すこと、この大量の信号によりそのトラフィック (通信回線の中を行き交うデータの交通量) が高くなることが原因である。

社会環境及びネットワーク化の進展等のシステム処理環境が変化し、コンピュータウイルス感染の増大、それによるネットワークダウンによる基幹システム停止のリスク等があるため、これら環境の変化に対応した適切なウィルス対策を実施する必要がある。

## 9 適用業務システムの導入と保守

### (1) アドオン部分のソースプログラムの取得

(「オーダーリングシステム (医事会計システムを含む)」)

適用業務システムは、人が理解しやすいソースプログラムを作成し、それをコンパイルしてコンピュータが実行可能な形式であるプログラムを生成することにより構築する。適用業務システムの変更は、ソースプログラムを変更し、コンパイルして実行可能な形式のプログラムを再度生成し、実行可能な形式のものを更新することによりなされる。実行可能な形式のプログラムを逆

コンパイルすること、これによりソースプログラムを得ることは通常困難であるため、ソースプログラムを保存しておく必要がある。

このソースプログラムはパッケージの場合取得できないことが多い。これに対して外付けでパッケージにアドオンしている部分のソースプログラムは通常取得することができる。取得後のシステムメンテナンス管理目的から、通常契約によりそのアドオン部分のソースプログラムを納品物として取得することが重要である。

脳血管研究センターでは、医事会計システム及び病院オーダーリングシステムのアドオン部分のソースプログラムの一部を保有している。しかし、それ以外のソースプログラムを保有していない。

このため、もし委託先が倒産等すると、ソースプログラムがなく、適用業務システムのソースコードを変更できず、制度変更等にシステムが対応できず、再構築しなくてはならなくなるおそれがある。

適用業務システムの開発を委託する場合には、契約によりパッケージのアドオン部分のソースプログラムを納入物とし、保存することが必要である。

## (2) プログラムをテスト環境から本番環境に移行する承認手続の規程化

(「オーダーリングシステム (医事会計システムを含む)」及び「センター業務」)

新規開発または改修保守プログラムについては、一定の管理者が承認をした本番プログラムのみの稼働を確実なものとするため、プログラムのテスト環境から本番環境への移行手続のルールを明文化することが重要である。

現在の契約では毎月作業報告書を委託先から提出することとなっている。そこにテスト環境から本番環境に移行したプログラムを記載し、脳血管研究センターのシステム責任者が承認している。

しかし、プログラムのテスト環境から本番環境への移行手続のルールは脳血管研究センターの規程において明文化されていない。

このため、現在の契約では仕様により承認手続が実施されているものの、契約が更新され仕様変更になると本番環境に移行する際の承認手続がなくなるおそれがある。

新規開発または改修保守されたプログラムについては、テスト環境から本番環境への移行手続に関する規程を定め、この規程に基づいて契約の仕様に移行承認手続を定めるようにする必要がある。

## (3) システム新規開発、改修においてシステム設計書等システムドキュメントの整備

(「オーダーリングシステム (医事会計システムを含む)」及び「センター業務」)

システム新規開発、改修において、システム設計書等システムドキュメントはシステム変更管理に必要不可欠なものであり、常に更新整備を図ることが重要である。

システム新規開発、改修においてパッケージ部分のシステム設計書等システムドキュメントは通常ベンダーが整備しユーザには提供されない。一方、カスタマイズないしアドオン部分については、通常システムドキュメントをベンダーが作成し、これをユーザが受領・整備する。

脳血管研究センターはカスタマイズ部分等のシステムドキュメントを整備していない。

パッケージ部分はパッケージのベンダーがシステムドキュメントを整備しており、制度変更対応保守ができる。また、カスタマイズないしアドオン部分は、これらカスタマイズ等を実施した委託先がシステムドキュメントを保存しており、制度変更対応保守ができる。

脳血管研究センターはカスタマイズ部分等のシステムドキュメントを整備していないため、委託先が倒産した場合等には、カスタマイズないしアドオン部分のシステムドキュメントが利用できなくなり、制度変更対応保守が困難になる。その場合に、もし、再構築するとき、そのコストが最初の導入費用程度発生するおそれがある。

システム新規開発、改修において、パッケージ部分を除き、システム設計書等システムドキュメントを納品物として仕様に定め、新規開発及び改修時に委託先から受領し、その整備を図る必要がある。

## 10 システムの検収手続

### (1) 検収手続における検収項目をチェックし検収記録を残すこと

(「オーダリングシステム (医事会計システムを含む)」及び「センター業務」)

システムの検収手続においては、仕様通りのものか否か確実に検収するために検収項目のチェックを実施し、その実施結果について管理者が承認することが重要である。

システムの保守業務の場合は委託先から保守の月次報告書の提出を受け、システム管理者が承認している。

しかし、新規または保守の検収手続における検収項目の検収記録を残していないため、検収承認しても検収項目がチェックされたか否か明確でなく、仕様を満足していないおそれがある。

新規または変更に係る仕様を仕様書として作成し、これをチェックすることで検収記録を残すことが必要である。

## 11 専門部署の設置

### (1) 情報システムの整備、運用について横断的に検討する専門部署の設置

情報システムの整備、運用について、各部署にてこれを導入する場合、情報システムの整合性、重複投資の調整を図り、専門的知識を有する県職員の検討によりシステムの適切な仕様を図るため、横断的に検討する専門部署を設置することが重要である。

秋田県企画振興部情報企画課が秋田県行政情報ネットワークを所管しているが、脳血管研究センターの情報システムの導入について協議していない。同課は横断的に情報システムに係る整備、運用について検討する専門部署ではなく、秋田県として、横断的に情報システムに係る整備、運用について検討する専門部署が設置されていない。このため、以下のおそれがある。

- ・秋田県全体として情報システムの整合性、重複投資を調整できないおそれがある。
- ・専門的知識を有さない県職員より、開発委託先となる専門的知識を有するソフトハウスが導入時の交渉で優位になる。これにより、事務の効率化が十分でない仕様にてシステムを導入するおそれがある。

情報システムの整備、運用について、秋田県として横断的に検討する専門部署を設置する必要がある。

## 12 適用業務システム

### (1) 会計システムの勘定の設定

(「センター業務」)

全ての会計事実を正確に帳簿に反映できるよう会計システムの総勘定元帳、預金出納簿等の帳簿の勘定科目を設定することにより、会計管理者の会計に係わる説明責任が果たされる。この見地から、銀行預金口座ごとに勘定口座を設定して管理することが重要である。

脳血管研究センターでは、当座勘定を送金処理時に使用しているにもかかわらず、会計パッケージに当座勘定を設定していないため、当座預金取引の会計処理が行われていない。これは、この当座預金を、送金処理時経過的に使用していること、当座勘定は、常に残高金額が10万円となることが理由である。

会計処理は本来、全ての経済事象を正確に帳簿に反映させることが必要であるにもかかわらず、当座勘定に一旦入金し、そこから振込送金した事実が帳簿に反映されていない。このため、事務局長のチェック、監査委員れがある。

会計パッケージにおいて、当座預金の勘定科目を設定し、会計伝票により事象を忠実に反映した帳簿を作成することが必要である。

### (2) 会計パッケージの設定

(「センター業務」)

会計システムは、帳簿の改竄または誤謬を防ぐ必要がある。この見地から、月次締め処理後は会計伝票データを変更不可とすることが重要である。

会計パッケージは電子帳簿保存法における電子帳簿保存を行う機能を備えており、その機能により月次決算において仕訳番号と入力日付の修正及び削除等の変更ができないよう設定することができる。

脳血管研究センターでは修正及び削除ができない機能を設定しておらず、常時4月1日に遡及して会計伝票の修正削除が可能となっている。

このため、月次にて総勘定元帳及び残高試算表を監査事務局に提出した後に、故意または過失により帳簿を遡及して修正または削除された場合、それが発見できないおそれがある。

会計パッケージに備わっている修正及び削除ができない機能を設定することにより、仕訳番号と入力日付は、修正及び削除できないこととする必要がある。

以上